

## 念 書（兼同意書）

私が被害を被った次の事故について、国民健康保険法による保険給付を受けた場合には、私が加害者（第三者）に対して有する損害賠償請求権を、川崎市（保険者）が保険給付を行った価格の限度において代位取得し、その損害賠償金を受領することに異議のないことを申し立てます。（根拠法令：国民健康保険法第64条第1項）

なお、併せて次の1から4までの事項について遵守することを誓約し、5から8の事項に同意します。

- 1 加害者と示談を行う場合は、必ず前もって貴職にその内容を申し出ること。
- 2 加害者又は他の者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 加害者側から金品を受けたときは、受領年月日、内容、金額（評価額）を漏れなく、かつ遅滞なく貴職にその内容を申し出ること。
- 4 貴職から要求があった場合は、自賠責様式の診断書、診療報酬明細書を療養を受けた医療機関から取り付けること。（医療機関の都合により入手できない場合は、医療機関が発行する被保険者負担分の領収証を貴職に提出すること。）
- 5 私が関係損害保険会社等から受けた金品の有無及びその金額、内訳（その見込みを含む）並びに事故原因調査資料等事項の情報について、関係損害保険会社等が貴職へ情報提供し、貴職が関係損害保険会社等からその提供を受けること。
- 6 貴職が損害賠償請求事務において必要な事項（診療報酬明細書、診断書及び被害届等資料の写し）並びにこの念書（兼同意書）を関係損害保険会社等へ提供すること。
- 7 保険者が保険医療機関等に対して事故による診療に関する内容の照会を行い、保険医療機関等から情報提供を受けること。
- 8 私が70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の支給を受けていた場合、当該軽減特例措置によって支給された一部負担金等の一部に相当する額について、国が加害者又は加害者の加入する損害保険会社等に請求を行うこと、国が貴職に損害賠償額の支払の請求及び受領を委任すること並びに国から委任を受けた貴職が当該金額について請求すること。その上で、貴職が損害保険会社等から受領した金銭と私が返還すべき額を相殺すること。

事故発生年月日	年      月      日
事故発生場所	
加害者（第三者）氏名	

年      月      日

(宛先) 国及び川崎市

区長

住所 川崎市                      区

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(当事者が未成年者の場合、親権者の氏名を記載してください。)

(被害者記入)